

海の公園特記仕様書

1 概要

所在地	金沢区海の公園 10
公園の沿革や特徴	<p>本市6大事業の一つである、金沢地先埋立事業の一環として整備され、昭和63年に公開された、横浜市内で唯一海水浴ができる砂浜（人工海浜）を有する総合公園です。砂は、千葉県富津市の山砂を運び、海底に5年ほど仮置きした砂を利用して砂浜とし、公園部分を埋め立て、八景島駅前の海岸には安山岩を使用し磯遊びができる人工の親水護岸（磯場）も整備されました。</p> <p>その後、バーベキュー場、天然芝生グラウンドである「なぎさ広場」、砂浜を利用したビーチバレー場等が整備されています。</p> <p>1 砂浜について</p> <p>砂浜は、延長:約1km(砂浜幅:干潮時約200m、満潮時約60m)です。毎年、夏は海水浴客で賑わうほか、アサリなど多くの貝類が生息しているため、春先には潮干狩りなどでにぎわっています。海浜が養浜された昭和54年度から昭和62年度にわたる調査では、魚類が130種類、甲殻類が71種類、軟体類が66種類確認され、小規模にしては多様な生物層が確認される自然豊かな場所となっています。</p> <p>2 現在の利用状況</p> <p>水面はマリンスポーツの場としても人気を集めており、園内にはウインドサーフィン、ボードセーリングなどの艇庫が設置され、砂浜にはビーチバレー場があり、自由にビーチサッカー、ビーチハンド、ビーチテニス等ができるビーチスポーツ広場が設置されています。</p> <p>また、海に面した有料のバーベキュー場があり、多くの方に利用されています。海の公園柴口の東側には、サッカー等に使用できる有料の芝生グラウンド（なぎさ広場）があり、多くの方に利用されています。なぎさ広場の北西側の多目的スペースには、バスケットボールのボードが設置されており、自由に利用ができます。</p> <p>海の公園柴口駅隣接臨時駐車場にあるコンクリート擁壁には、テニスの壁打ち用に、ネットの図がペイントされており、駐車場として利用される場合を除き、自由にテニスの練習が可能で、海の公園南口駅の南及び北側には、犬の遊び場が設置されており、こちらも自由利用が可能となっています。</p> <p>公園内の園路は、ジョギングコースとしても利用できるように、距離表示のサインが設置され、公園開設当時に植樹された樹木が豊かに成長し、青い海に鮮やかに映える豊かな緑を形成し、ジョギングや散策、休憩に最適な緑陰を提供しています。また、同時に多種の鳥や昆虫の生息場所ともなっています。</p>
面積	471,063㎡（総合公園）
有料施設	会議室（管理センター内）
主な公園施設	<p>1 運動施設</p> <p>(1) なぎさ広場（団体貸切利用については行為許可が必要）</p> <p>(2) ジョギングコース・健康歩道</p>

	<p>(3) ビーチバレー広場・ビーチスポーツ広場</p> <p>2 主たる管理施設等</p> <p>(1) 管理センター</p> <p>(2) なぎさ広場管理棟</p> <p>(3) 倉庫 (管理センター、磯浜倉庫棟)</p> <p>(4) 教養施設 (北極星定規)</p> <p>(5) プロパンガス庫</p> <p>(6) 公園灯</p> <p>(7) 便所棟 (八景島入口、八景島駅前、柴口、中央、南口、磯浜、バーベキュー場)</p> <p>(8) 公衆便所 (管理センター、なぎさ広場)</p> <p>(9) 時計</p> <p>(10) 水飲場・足洗い</p> <p>(11) あずまや</p> <p>(12) ベンチ</p> <p>(13) スツール</p> <p>(14) 休憩所 (管理センター・柴口・南口)</p> <p>(15) 犬の遊び場</p> <p>(16) 中央口電気室</p> <p>(17) 受水槽</p> <p>3 遊戯施設</p> <p>(1) ブランコ</p> <p>(2) 砂場</p> <p>(3) 鋼製複合遊具</p> <p>4 現指定管理者の管理許可施設</p> <p>(1) 駐車場及び駐車場機械室</p> <p>(2) 売店 (海とのふれあいセンター・柴口・南口・磯浜休憩所)</p> <p>(3) バーベキュー場 (事務室、炊事場、野外卓7卓等)</p> <p>(4) ウインドサーフィン艇庫</p> <p>(5) シャワー室 (なぎさ広場管理棟内)</p> <p>(6) コインロッカー (なぎさ広場管理棟内)</p> <p>5 現指定管理者の設置許可施設</p> <p>(1) 季節売店 (柴口、中央口)</p> <p>(2) 駐車場管制機器及び付帯施設</p> <p>(3) 柴口駐車場料金精算機及び出庫警報灯</p> <p>(4) 保管倉庫 (磯浜休憩所 (売店)・バーベキュー場便所)</p> <p>(5) バーベキュー場野外卓 (33卓)</p> <p>(6) コインロッカー (管理センターほか)</p> <p>(7) 自動販売機</p>
--	---

<p>占用設置許可物件</p>	<p>※都市公園法、横浜市公園条例その他関係法令に基づき、南部公園緑地事務所の許可を得て、占用設置されている物件等は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地中管 2 津波避難情報板津波警報伝達システム（支柱・スピーカー・蓄電池等） 3 下水道管・ボックスカルバート 4 ガス管 5 導水渠、ゲート 6 電話ボックス（海の公園南口駅入口） 7 公共基準点（金属標・バーベキュー場付近） 8 公共施設案内板（海の公園柴口入口） 9 雨水滞水池（金沢ポンプ場前園地下） 10 天体・気象観測施設（ライブカメラ・管理センター屋上等） 11 横断歩道橋（八景島駅前） 12 八景島側半島部園路施設等 13 売店（八景島駅）
<p>電気設備、機械設備等の概要</p>	<p>ア 高圧受変電設備</p> <p>※下記仕様は、令和6年2月現在のものです。</p> <p>○管理センター電気室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内キュービクル 10面（高圧盤 4面、低圧配電盤 6面） ・動力用変圧器 150kVA 1台、200kVA 1台 ・電灯用変圧器 75kVA 1台、100kVA 2台 ・非常電灯用変圧器 5kVA 1台 ・高圧コンデンサー 30kvar 1台、50kvar 1台 ・非常用発電機 ・ディーゼルエンジン3φ200V30kVA 1台 <p>○磯浜電気室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内キュービクル 3面（高圧盤 1面、低圧配電盤 2面） ・動力用変圧器30kVA 1台 ・電灯用変圧器50kVA 1台 <p>○中央口電気室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内キュービクル 3面（高圧盤 1面、低圧配電盤 2面） ・動力用変圧器75kVA 1台 ・電灯用変圧器30kVA 1台 <p>イ 負荷設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明制御装置 2面 ・分電盤 19面 <p>ウ 園内灯設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LED170W×2灯 10基 ・LED170W×1灯 2基 ・LED95W×1灯 6基 ・LED85W×1灯 4基 ・LED72W×1灯 31基

- ・LED67W×1灯 95基
- ・LED56W×1灯 3基
- ・フットライト、庭園灯1式
- ・夜間照明設備
- なぎさ広場照明灯塔4基
(鉄塔/メタルハライドランプ1.5kw×16灯/基)

エ 消防設備

○自動火災報知設備

- ・受信機 (P型1級15回線) 1面
- ・副受信機 (P型1級5回線) 1面
- ・差動式スポット型感知器 14個
- ・定温式スポット型感知器 9個
- ・光電式煙感知器 74個
- ・P型1級発信器 7個
- ・消火栓起動装置 1組

○消火器

- ・粉末消火器 (加圧式) 52本

○屋内消火栓設備

- ・加圧送水装置 1式
- ・操作盤 1面
- ・消火栓 7組
- ・起動用スイッチ (発信器) 7個
- ・表示灯 7灯
- ・音響装置 8個
- ・表示板 1面
- ・呼水装置 1組
- ・水源装置 1式

○非常警報設備

- ・放送設備 1組
- ・スピーカー 41個
- ・起動装置 1個
- ・常用電源 (交流) 1組
- ・非常用電源 1組

○非常警報複合装置起動装置

- ・押ボタン 5組
- ・操作部 (電源部) 5組
- ・音響装置 5組
- ・表示灯 5灯

○ガス漏れ火災警報設備

- ・受信機 (P型1級5回線) 1面
- ・副受信機 (P型1級5回線) 1面
- ・表示盤 1面

	・検知器（警報付）	4個
	・常用電源（交流）	1組
	○非常用電源	
	・非常用電源	1組
	・非常用コンセント1φ100V	2組
	○誘導灯、誘導標識	
	・誘導灯	15灯
	・誘導標識	2灯
オ	通信設備	
	・自動交換設備	2177ポート 1台
	・構内電話器	58台
カ	空調設備	
		30台
キ	吸・排気設備	
ク	冷凍・冷蔵設備	
		各1台
ケ	節水装置設備	
	・節水器	8台
	・大便器	103台
	・小便器	69台
	・手洗い	
コ	放送設備	
	・放送設備ラック	
	・屋外スピーカー	
サ	避雷設備	
	・避雷針	
	・A種接地	
シ	時計設備	
	ソーラー時計等	
ス	ボイラー設備	
	バビーカロールヒータ	BH-G37 1基
セ	給湯設備	
	管理センター	4基
	なぎさ広場管理棟	6基
ソ	昇降機設備	
	エレベーター	1基
タ	シャッター	
	○管理センター	
	・防火シャッター（電動式）	8台
	・リンクシャッター（電動式）	5台
	・軽量シャッター（電動式）	1台
	○なぎさ広場	

	<ul style="list-style-type: none"> ・防火シャッター（電動式水圧解放付） 1 台 ・防火シャッター（電動式） 5 台
	○柴口休憩所
	<ul style="list-style-type: none"> ・防火シャッター（電動式水圧解放付） 1 台 ・防火シャッター（電動式） 7 台
	○柴口トイレ
	<ul style="list-style-type: none"> ・防火シャッター（電動式） 4 台
	○南口休憩所
	<ul style="list-style-type: none"> ・防火シャッター（電動式水圧解放付） 1 台 ・防火シャッター（電動式） 1 6 台 ・横引シャッター（手動式） 1 台
	○南口トイレ
	<ul style="list-style-type: none"> ・防火シャッター（電動式） 1 台
	○艇庫
	<ul style="list-style-type: none"> ・防火シャッター（手動スライド式） 2 台
	○磯浜案内所
	<ul style="list-style-type: none"> ・防火シャッター（電動式） 3 台 ・オーバースライド扉（手動式） 2 台
	○BBQ場管理棟
	<ul style="list-style-type: none"> ・防火シャッター（電動式） 2 台
	○トイレ（中央・磯浜・バーベキュー場）
	<ul style="list-style-type: none"> ・軽量シャッター（手動式） 6 台
チ	噴水・散水設備
	○なぎさ広場
	<ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラー設備 1 式 ・水遊び場
ツ	水景設備
	○なぎさ広場
	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水槽 ・制御盤
テ	受水槽設備
	<ul style="list-style-type: none"> ・森松工業ステンレスパネルタンク形式M. P 1 基 L 1 3, 0 0 0 × W 5, 0 0 0 × H 4, 0 0 0 2 6 0 m³ ・給水バルブ FMバルブ、FM1 0 0
ト	給水ポンプ設備
	<ul style="list-style-type: none"> ・給水装置：(株) 荏原製作所 エバラフレッシャー3100BN 6 台ローテーション6 台並列運転形 65BNYME7. 5AN 1 式 3m³/min×45m ・給水ポンプ：(株) 荏原製作所 65MDPE367. 5 6 台 ・電動機：三相 200V 7. 5kW 6 台 ・制御盤：(株) 荏原製作所 IYRF27. 5X 1 面

	<ul style="list-style-type: none"> ・圧力タンク：(株) 荏原製作所 BT-10 100 1基 日立金属(株) AWX-30 300 3基 0.4MPa ・動力切替盤：(株) 千田電機工業 三相 三線 200V 1面 ・接続端子盤：(株) 港北電機 1面
--	---

2 電気・機械設備点検・修理項目

管理項目			管理水準			備考
			対象等	規模・単位	回数	
電気・ 機械設備 (注1)	高圧受変 電設備	定期点検	電気室(※1)、キュービ クル、変圧器、コンデンサ、 非常用発電設備等	1式	1回/年	法定点検、※1
		巡視点検		1式	1回/月	法定点検、※1
	負荷設備	定期点検	分電盤・制御盤	1式	1回/年	法定点検 外観点検・絶縁 抵抗測定・動作 確認等
	園内・夜 間照明設 備	日常点検	園内灯・分電盤、夜間照明 (なぎさ広場)等	1式	随時	日常点検
		巡視点検		1式	1回/年	外観点検・絶縁 抵抗測定・動作 確認等
	消防設備	定期点検	自動火災報知、消火器、消 火栓、非常警報、ガス漏れ 火災警報、非常用コンセ ント、誘導灯・標識等、非常 用発電設備等	1式	2回/年	法定点検
	通信設備	保守点検、 調整	自動交換設備、構内電話機 等	1式	1回/年	保守点検、調整
	空調設備	点検清掃	フロン漏えいチェック等	1式	4回/年	法定点検、各シ ーズン
	給・排気 設備	点検清掃		1式	1回/年	
	冷凍・冷 蔵設備	点検清掃		1式	2回/年	各シーズン
	節水装置	点検清掃	節水器、便器、手洗い	1式	1回/年	
	放送設備	点検清掃	放送機器、屋外スピーカー	1式	1回/年	外観点検・絶縁 抵抗測定・動作 確認等
	避雷設備	定期点検		1式	1回/年	定期点検
	時計設備	巡視点検	ソーラー時計	1式	1回/年	巡視点検 外観点検・動作

					確認等
ボイラー設備	定期点検		1式	2回/年	法定点検
給湯設備	保守点検		1式	1回/年	
昇降機設備	保守点検	エレベーター	1式	1回/月	フルメンテナンス
	定期点検		1式	1回/年	法定点検
防火シャッター	保守点検		1式	1回/年	
	塗装		1式	随時	
噴水・散水設備	清掃・点検	制御盤等	1式	1回/月	点検清掃
水景設備	点検清掃	地下水槽、制御盤等（水の遊び場）	1式	1回/年	
受水槽設備	点検清掃		1式	1回/年	法定点検
給水ポンプ	保守点検		1式	1回/年	
自動ドア	保守点検		1式	1回/年	
修繕等	部品交換等	各種設備	1式	随時	
	ランプ交換等	照明灯等	1式	点検時・随時	不点灯時は、LEDに交換
緊急処置	緊急点検、補修・修繕等	各種設備	1式	随時	

※1 管理センター電気室、磯浜電気室（磯浜案内所）、中央口電気室

注1 電気・機械設備は、園内及び建物内施設

3 なぎさ広場について

指定管理者は、天然芝生の維持管理に万全を期してください。通常は自由利用の広場ですが、団体貸切利用等にあたっては、横浜市から行為許可を受けるようにしてください。なお、なぎさ広場は有料施設ではありません。

(1) 施設概要・利用方法

ア グラウンド ティフトン419(単種)、最大可能コート105m×68m

イ 夜間照明 4基（※公式競技は不可）

ウ 芝生スタンド

エ 団体貸切利用 7月1日から7月31日を除く、4月第1日曜日から12月第3日曜日までの水曜日及び日曜日。ただし、第2日曜日と公的行事等の利用がある日は除きます。

オ 団体利用種目 サッカー（一部ラグビーも可です）

カ 団体貸切利用のなぎさ広場使用料（原則2時間以内の利用としてください）

行為許可使用料は、本市の収入となるため、行為許可に係る取次ぎ、使用料の徴収業務を行ってください。

徴収業務を行う許認可の事務の取り扱いについては、別に定めるとおりとします。

徴収した使用料は保管・整理し、所定の納付書で速やかに横浜市へ納入してください。

また、徴収した使用料は、1か月間ごとに集計し、南部公園緑地事務所へ報告してください。

(参考1)

なぎさ広場の使用料		1時間 1,300円	2時間 2,600円
夜間照明料	通常	30分 1,500円	2時間 6,000円
	全点灯の場合	30分 1,950円	2時間 7,800円

(参考2) 夜間照明料（下記の時間に使用した場合に徴収）

利用期間	夜間照明時間帯
4月第1日曜日～5月15日まで	午後6時から午後9時
5月16日～6月30日	午後7時から午後9時
8月1日～8月15日	〃
8月16日～9月30日	午後6時から午後9時
10月1日～12月第3日曜日	午後5時から午後9時

(参考3) なぎさ広場の利用期間等

期間区分	団体貸切利用	個人利用(一般開放)
4月第1日曜日～6月30日まで	水、日曜日	毎日(ただし、団体利用時間を除く)
7月1日から7月31日まで	夏季芝生養生期間のため、使用不可	毎日(養生範囲を除く)
8月1日～12月第3日曜日まで	水、日曜日	毎日(ただし、団体利用時間を除く)
12月第3日曜日の翌日から4月第1日曜日の前日まで	冬季芝生養生期間のため使用不可	毎日(養生範囲を除く)

(参考4) なぎさ広場の団体貸切利用時間枠

区分	時間	通常	
		水曜日	日曜日
1	9:00～11:00	×	○
2	11:00～13:00	×	○
3	13:00～15:00	×	○
4	15:00～17:00	○	○
5	17:00～19:00	○	○
6	19:00～21:00	○	○

(参考5) 管理棟温水シャワー付更衣室、コインロッカー、身障者用トイレの利用時間

期間区分	開館日	開館時間
4月第1日曜日～4月30日まで	水、土、日曜日及び祝日	午前9時～午後5時(更衣室への入室は、午後4時半まで)
5月1日から5月31日まで	毎日	
6月1日から6月30日まで	水、土、日曜日及び祝日	
7月1日から8月31日まで	毎日	

9月1日から9月30日まで	水、土、日曜日及び祝日
10月1日から12月第3日曜日まで	〃
12月第3日曜日の翌日から4月第1日曜日の前日まで	土、日曜日及び祝日

(参考6) なぎさ広場隣接の水遊び場の利用時間(人工のせせらぎと噴水)

利用期間	水が流れる時間
7月第2土曜日～8月31日 (海水浴期間中)	午前9時30分～午後4時10分の間 3種類の噴水をそれぞれ20分ずつ作動 ・噴水1：毎時30分から50分までの20分間 ・噴水2：毎時50分から10分までの20分間 ・噴水3：毎時10分から30分までの20分間 ※雨天時は、状況を見て調整のこと

(参考7) なぎさ広場内の多目的スペース

期間区分	その他
通年(一般開放)	アスファルト舗装のスペース ストリートバスケットコート(4箇所、ゴール付)

(2) 芝生の維持管理について

- ア 年間を通じて裸地のない状態を維持してください。
- イ 全面に均一で密生した芝生を定着させ、競技に支障を与えないようにしてください。
- ウ ボールがイレギュラー・バウンドすることのない平坦でなめらかな表面にしてください。
- エ 多種目にわたる利用が交互に入る状況下においても、利用者の満足いくコンディションを提供してください。
- オ 横浜市公園条例に抵触する営利目的の利用は禁止されていますので、そのような行為を防止してください。
- カ 利用者のプレーしやすさと脚部への負荷、ボールの転がりに配慮した適切な硬度及び芝生の長さとしてください。
- キ 芝生の損傷が生じた場合に速やかな補修を行うとともに、あらかじめ損傷を最小限に抑えるための工夫を施してください。
- ク サッカーを始めとした競技大会に必要なライン引き、ゴールなど備品類の設置対応を行ってください。
- ケ 芝生の良好な育成を図るため、養生期間を設けてください。

4 海水浴場施設の設置及び管理

毎年7月第2土曜日から8月31日までの間で、海水浴場施設を設置してください。また、公園利用者が安全、安心、快適に利用できるよう、関連する維持管理業務を行ってください。

(1) 開設期間及び開場期間

毎年7月第2土曜日から8月31日まで

(指定管理者の提案及び本市の意向により開設期間を変更する場合、事前協議を実施し、年度協定にその旨を記載してください。)

(2) 業務内容(すべて、本市との事前協議を実施の上作業を実施してください。)

- ア 海草等水中清掃

イ 遊泳区域マガキ除去

ウ 海底石除去

エ アマモ刈込作業

オ 遊泳区域表示ブイ設置（2重に設置）及び撤去

※横浜市港湾管理者あて水域占用許可申請を行ってください。

カ 漁港境界ブイ設置（漁港出入口付近の安全対策）及び清掃（年1回、メンテナンス清掃）

※横浜市金沢漁港管理者あて水域占用許可申請を行ってください。

キ 表示ブイ海底接続

ク 横断幕取付・撤去

ケ 海水浴場監視所（中央）設置・撤去

コ 海水浴場利用者用更衣所（柴口・南口）設置・撤去

サ 海水浴場監視台（中央・柴口・南口）設置・撤去

シ 海水浴場利用者用シャワー（柴口・南口）設置・撤去

ス 海水浴場利用者用休憩テント（柴口・南口）設置・撤去

セ 海水浴場案内看板等設置・撤去

ソ 監視員、看護師の配置

監視所及び監視台に監視員を配置し、また柴口休憩所、及び南口休憩所の2か所に救護所を設けて看護師を配置し、必要な装備を備え、海水浴場利用者の危険防止及び救助の万全を図ってください。

タ 案内所及び放送設備の設置

管理センター、監視所、及び柴口・南口休憩所の4か所に案内業務担当者を配置し、管理センター放送室、監視所、及び柴口・南口休憩所から事故防止等の放送を適宜実施してください。

チ 海水浴場施設対策協議会の運営

関係機関により構成される海水浴場対策協議会の運営を行ってください。

5 ビーチバレー場及びビーチスポーツ広場の管理

公園利用者が安全、安心、快適に利用できるよう、維持管理業務を行ってください。なお、利用にあたっては、「海の公園ビーチバレー場利用基準」及び「海の公園ビーチスポーツ広場利用基準」を基に案内等を行ってください。

また、ビーチバレー場は、南部公園緑地事務所と横浜ビーチバレー連盟との間で「海の公園でのビーチバレーボールの普及啓発等に関する協定書」を結んでおり、協定の履行にあたり所管公園緑地事務所及び当連盟と調整のうえ、その協力を行ってください。

6 特記事項

(1) 建築物の施設管理者点検について

管理棟等について、横浜市建築局作成の施設管理者点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を南部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、南部公園緑地事務所から通知します。

(2) 公園駐車場の管理許可について

公園駐車場については、指定管理者制度と別の行政処分であり、指定管理者は管理許可により公園駐車場の運営管理を行うものとします。そのため南部公園緑地事務所へ申請し、許可を受けた後に、規定の使用料を横浜市に納入する必要があります。

なお、駐車場の料金を含むすべての管理運営については、管理許可書の条件に記載した事項を遵守の上、南部公園緑地事務所の指示に従ってください。

(3) 高圧受変電設備について

指定管理者が、電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安の監督を行ってください。

(4) 指定管理者以外が管理運営をしている公園内施設について

半島部園路施設等（通路設置）については、横浜市港湾局が設置し管理運営を行っております。

指定管理者は境界部を含め、相互連携して管理運営に協力してください。

(5) プロパンガス、燃料等の使用状況を常に把握し、適正に管理補充をしてください。

(6) 電気・機械設備の点検・修理について

指定管理者にて「2 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。

なお、巡視点検の結果については、点検後速やかに公園緑地整備課 設備担当に電子データで提出してください。ただし、園内灯設備については、毎年9月末までに所定の様式にて提出してください。

(7) 海底耕うん等を定期的の実施してください。

(8) 公園及び公園施設共通管理業務仕様書の7(4)に規定するとおり、指定管理者が行うべき業務の一部について、あらかじめ市と文書による協議を行い、承認を得た上で第三者（当該業務を専門とする事業者等）に委託することが可能です。ただし、業務の全部及び公園の管理運営の主たる部分の業務については、委託することができません。なお、本公園の主たる部分の業務は、「横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号。以下「条例」という。）第28条の2第1項に規定する業務を統括し、企画立案・実施調整等を行うこと」とします。

(9) 海域利用者・関係者との調整について

海の公園は東京湾、平潟湾に近接等しており、海の利用方法等海に関する事項について横浜市港湾局や金沢ポンプ場、漁協組合、海上保安庁などの沿岸周辺の関係団体等と協力する必要があります。

また、海の公園ではウインドサーフィン艇庫を設置しており、海域に出艇する場所になっています。ウインドサーフィンをはじめとしたマリナー利用者が漁業関係者等との衝突を回避するようにルールなどの周知等をお願いします。

(10) 旧長濱検疫所一号停留所について

現在、本公園の南側、バーベキュー場に隣接した松林のエリアに、旧長濱検疫所一号停留所を移設する工事を行っており、令和7年度以降に新たな用途で利活用する予定です。管理運営方法を含め、現時点で詳細は未定です（※本件利活用に関する提案は選定評価の対象としません。）

7 課題等（様式25記載事項）

(1) 公園の魅力向上に資する管理センターの有効活用ならびに充実のための取組について、公園全体への波及効果を含め、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。なお、管理センターの施設全体は指定管理施設となります。

(2) 海浜部に発生するアオサについて、美観や砂浜へのアプローチ阻害、放置しておく悪臭を放つ等の課題がありますが、その解決法を提案してください。

(3) 神奈川県漁業調整規則で「幅15センチメートルを超える貝採り器具を使用すること。」「殻の長さ2センチメートル以下のアサリの稚貝を採取すること。」を禁止行為として定めています。

また、「一人が一度に2キログラムを超えて貝を採取すること。」を禁止する行為として定めています。これらの禁止行為を利用者に周知し遵守してもらおう対策について、応募団体の創意工夫に基

づいて提案してください。

(4) 会議室（有料施設）を有効活用し、利用率を高めるような利用促進策について、応募団体の創意工夫に基づいて提案をしてください。

(5) 暑さ対策について

ここ数年、全国的に厳しい暑さが続き、記録的な猛暑となる年もありました。そのことを踏まえ、夏の暑さ対策として利用者や指定管理者職員等の健康や安全に対する取組について、応募団体の創意工夫に基づいた提案をしてください。

(6) その他、公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。